

地公退ニュース

No. 121
2014. 11. 4
定価一部20円
(会員の購読料は
会費の中に含む)

発行所

東京都千代田区六番町一 自治労会館2F
地公退職者協議会

発行人 川端 邦彦

03-3262-5546

二〇一四年総務省要求を提出

地公退は九月一八日一四時から、江崎参議院議員の同席の下、西澤・福田・上田・足立・花輪・川端・黒崎・中西により総務大臣に対する二〇一四年要求を提出し、総務省丸山淑夫公務員部長、赤松俊彦福利課長ほか財政局、自治税務局担当者から回答を受けた。概要は次の通り。

江崎参議院議員

本日は、お手数をかける。地公退からの要請を受け止め、考え方を示してほしい。

△会長から部長に要求書手交△

地公退・西澤

本日は多忙な中、丸山公務員部長はじめ担当者の皆さんに時間をとっていただき感謝する。

また、このような機会を作るために尽力くださった江崎参議院議員にお礼申し上げる。私たちはさる七月二五日に第四五回定期総会をもち、総務省への要請事項を決定したので本日お持ちした。

内容は八項目で、その中にはいわゆる総務省の所管外事業も含まれている。そのことを承知したうえで、地方自治体、地方行財政と重要なかわりがあると考えて敢えて要請内容に含めているので、可能な限り考え方を伺いたい。

要請事項は書面の通りだが、何点か発言する。
まず、年金について三点。

一つ目はマクロ経済スライドの名目下限の維持。今年の財政検証でデフレ下での発動試算がなされ、その方向での制度検討がなされることも聞く。予め抛出を決めて、その範囲で給付を設計する以上一定の給付調整が避けられないこと、現受給者が高い所得代替率で受給し続ければ将来

の受給者の代替率を圧迫することは認識しており、スライド自体はやむを得ないと考えている。しかし、制度を作ったときの約束「名目下限」を変更することは容認できない。根本的には公的年金加入者を増やし、賃金を引き上げる政策こそが解決策である。

二つ目は積立金の運用。これまでの地方公務員共済組合の先進的な対応に敬意と共感を表す。しかし、政府の一部にGP

IFの運用委員を差し替えてまで株価対策のためにハイリスク運用の比率を高める方針に転換する意見があると聞く。積立金は文字通り共済加入者の老後のためにあるワーカーズキャピタルであり、その運用は堅実で社会的意義のあるものにすべきだ。

三つ目は沖繩の追加費用削減。そもそも追加費用の削減は制度の在り方に照らして間違っているのではあるべきだと主張を持っていて。しかし、一元化法が成立した後総務省が政令を発した事実は受け止める。ただ、沖繩の関係者が他地域の地方公務員に比して大きな削減を受けるのはどうしても納得できない。追加費用の定義や制度体系から考えれば政令のようになるのだろうが、追加費用を設計した時点で全く想定されていなかった削減が行われた。これまでのルールで沖繩の保険者には一定のメリットがあったし、今後事業主には負担の軽減があるが、受給者は不利益のみを強要される。沖繩返還時の理念に立ち返って、少なくとも他の地域と同等にするよう政令を改めるべきだ。

つぎに地域包括ケアシステムについて。主として厚生労働省の所管事業だが、法律の趣旨を具体的に実現するためには地方自治体が決定的な役割を持つ。社会保障制度改革国民会議では新しい制度を作るほどのエネルギーをもって事に当たるべきだとの発言もあった。街づくりとも一体で事を進めるために総務省の役割は大きいことを強調したい。

総務省

部長・福利課長ほか担当者から回答

一・憲法第二五条の生存権理念を基礎に社会保障諸制度及び地域福祉施策を確立すること。(回答なし)

二・年金について

(1) 年金制度の検討に当たっては、多くの加入者を持つ超長期の制度であることに留意すること。その改善・改革は実証に基づく綿密な設計と丁寧な合意形成によること。また、被保険者・年金受給者の意見反映を保障すること。

(2) 「社会保障制度改革国民会議」で議論された「全国民共通の所得比例年金の創設・税を財源とする最低保障年金」を内容とする「新しい年金制度の創設」は、制度に多くの問題があることを認識して、将来の検討課題とすること。

(回答)

平成二四年に成立した被用者年金一元化法等により、共済年金は厚生年金に統合されるとともに、公的年金としての職域部分の廃止と同時に公務の特殊性にも配慮した公務員制度の一環として、「年金払い退職給付」を設けることとされたところだ。

社会保障制度改革国民会議において審議された課題等については、その審議の結果等を踏まえ、社会保障制度改革の全体像・進め方を明示するものである「持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律」(いわゆる社会保障改革プログラム法)が昨年一二月に公布されました。

本法律においては、被用者年金一元化法等既に成立した年金関連法の着実な実施のための措置を講ずるとともに、社会経済情勢の変化に対応した保障機能を強化し、世代間及び世代内の公平性を確保する観点から、公的年金制度について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずることとされています。

(その際には、関係者の御意見も十分伺いつつ、対応してまいりたいと考えています。)

(3) 地方自治体に働く非常勤職員・臨時職員を含め短時間労働者の被用者年金加入を抜本的に拡大すること。

(回答)

被用者年金一元化法により公務員も厚生年金に加入することとされました。平成二四年の通常国会において成立した年金機能強化法では、平成二八年一〇月から厚生年金への加入要件である一週間の所定労働時間を週三〇時間以上から週二〇時間以上に緩和するなど公務部門も含めた短時間労働者に対する厚生年金の適用拡大が行われることとなっております。

また、平成二六年七月四日に発出された「臨時・非常勤職員及び任期付き職員の任用等について」(総行公第五九号 総務省自治行政局公務員部長通知)においては、地共済法が適用されない者の社会保険の適用について、厚生年金及び健康保険の各法律に基づく適用要件に則った適切な対応を求めているところであり、今後、各地方公共団体におかれては、本通知にしたがい、非常勤職員・臨時職員に係る厚生年金及び健康保険の適用に関し適切な対応が図られるものと考えています。

(4) マクロ経済スライド制度による既裁定年金額調整について、名目年金額を減額する制度に変更しないこと。基礎年金をマクロ経済スライドの対象外とすること。

(5) 高齢者の就業、保険料拠出期間、年金受給年齢を見直す場合は、希望する者が就労により社会保障制度を支える側に立つことを促す制度とすること。

(回答)

社会保障改革プログラムにおいては、世代間公平の観点から、「マクロ経済スライドの仕組みの在り方」、「短時間労働者に対する被用者保険の適用拡大」、「高齢期における就労と年金受給の在り方」について、引き続き検討することとされています。

また、平成二六年の財政検証においても、社会保障制度改革国民会議の報告書及びプログラム法を踏まえ、年金制度の課題の検討に資するような検証作業(オプシオン試算)として、「マクロ経済スライドの仕組みの見直し」、「被用者保険の更なる拡大」、「保険料拠出期間と受給開始年齢の選択制」を加味した試算が行われています。

年金制度については、年金生活者の理解を十分に得る必要があると考えられることから、制度改正を行うに当たってはオプシオン試算の結果等も踏まえつつ、年金部会等での十分な議論が必要と考えています。

(6) 地方公務員共済長期積立金について、「公的・準公的資金の運用・リスク管理の高度化等に関する有識者会議」が提言するハイリスク運用比率引き上げを実施しないこと。
国連が提唱する「責任投資原則(PRI)」の趣旨に沿った運用を拡充すること。

(回答)

積立金の運用に当たっては、安全かつ効率的に行うという大原則のもと行うこととなっており、その上で、有識者会議の提言は、デフレからの脱却を図り、適度なインフレ環境へと移行しつつある我が国経済の状況を踏まえ、それぞれの規模及び性格に応じた運用及びリスク管理の見直しをできる限り迅速に進めることを求めているものです。

運用の改革は専ら被保険者の利益のために行うものであり、こうした運用が結果的に成長への投資、ひいては日本経済に貢献し、経済の好循環実現にもつながると考えています。

また、国連の責任投資原則(PRI)の趣旨を踏まえた投資手法である社会的責任投資(SRI)や環境・社会・ガバナンスに着目した投資(ESG)については、地方公務員共済組合連合会において、公的年金として社会的貢献に配慮した対応も必要であるとして、平成二一年度から実施しており、全国市町村職員共済組合連合会においても、平成二四年八月から実施しております。

地方公務員共済組合全体としては、今後両連合会の運用実績等も

踏まえ、社会的責任投資等の活用に向けた検討が進むものと考えております。

(7) 被用者年金の一元化に伴う追加費用削減について、沖縄の共済年金受給者は政令によりそれ以外の地域より追加費用期間が長く削減幅が大きい。同等になるよう改めること。

(回答)

追加費用の削減は、共済年金受給者間で給付と負担のバランスの公平性を高めるという趣旨で、公務員等の恩給期間は本人負担が少なかったことに着目し、恩給期間分の給付について、負担に見合った給付水準とするように減額するものです。

ご指摘の追加費用期間の違いについては、沖縄以外の組合員に対する地共済法の適用が昭和三七年一二月であり、それ以前の恩給期間が対象となっていることに対し、沖縄の組合員については、昭和四一年七月から沖縄の共済法による共済制度が適用され、同月前の恩給期間が対象となっておりことから生じているものであり、いずれも共済年金の適用前の恩給期間等を追加費用期間とする考え方に違いはありません。

なお、追加費用の削減に当たっては、①減額率の上限は恩給期間も含めた共済年金全体の一〇%とする、②二三〇万円/年以下の給付(恩給期間も含めた共済年金全体)は減額しない、という措置を講じ、受給者の生活の安定にも配慮しているところです。

民間被用者、公務員を通じた公平性を確保することにより、制度の安定化と公平化を図り、若い世代を含め、すべての世代の安心を確保するため、ご理解をお願いしたいと考えています。

三. 地域包括ケアシステム基盤整備について

地域包括ケアシステムを実践し、特別養護老人ホーム、認知症高齢者施策、高齢者住宅など不足している介護基盤・サービスについて、今後の需要増を見込んで計画的整備・充足を図るため、適切な財政措置を講ずること。

特に東日本大震災被災地域における介護基盤の復旧・整備を急ぐこと。

(回答)

介護基盤の整備については、地方債等による地方財政措置に加え、平成二七年度からは従来の介護基盤緊急整備等臨時特例基金等に替えて、地域医療介護総合確保基金による財政支援が行われることとなっております。

地域医療介護総合確保基金は、平成二六年度に各都道府県に設置され、その財源については毎年度の消費税増収分により措置されることとなっておりますが、総務省としては、厚生労働省に対し、所要の国費の確保を要請するとともに、基金財源に係る地方負担分についても、適切に地方財政措置を講ずることとしています。

また、平成二七年度概算要求においては、東日本大震災の被災地域における介護基盤の復旧・整備について、厚生労働省が二〇億円を要求しています。総務省としては、厚生労働省と連携しつつ、今後とも介護基盤の計画的な整備が推進されるよう適切に対応してまいります。

四. 生活保護・生活困窮者自立について(回答なし)

生活保護基準を切り下げたこと、および法改正により申請者・受給者の権利を抑制することは、市民生活・地方自治体の諸施策に大きな悪影響を及ぼす。関係省庁と調整して速やかに復元すること。生活困窮者自立支援法について、当事者の権利保障のため地方自治体と協力して、確実な事業実施を図ること。

五. 税制について

公的年金からの個人住民税の特別徴収は希望者のみを対象とする。

(回答)

従来、公的年金の受給者の方に対しては、個人住民税を普通徴収の方法により、年四回窓口等で直接納付していただく手間をおかけしてきました。

こうした状況において、全国市長会や全国町村会等からの要望も踏まえ、市町村における徴収の効率化を図りつつ、公的年金の受給者の方の納税の便宜を図る観点から、個人住民税の公的年金からの

特別徴収は導入されているところだ。

特別徴収の導入においては、新たな税負担を求めるのではなく、また、控除の適用関係に影響を及ぼすなどにより世帯全体で見た場合の税負担額が増加するようなことが生じることもありませんで、ご理解を賜ればと思います。

なお、仮に普通徴収との選択が可能な仕組みとする場合、市町村においては税務システムの改修が必要となるほか、納税者への意向確認等新たな事務負担が生じることとなるため、そうした仕組みの導入には課題があるところだ。

六、社会保障・税番号について（回答なし）

(1) 「社会保障・税番号」については、技術・倫理両面から個人情報の漏洩・改竄を防止する仕組みを確立すること。あわせて、侵害が生じた場合の制裁・補償のルールを予め明示すること。

(2) 「社会保障・税番号」の目的は個人を特定することに限定し、社会保障の負担と給付に関する「社会保障の個人会計」とは将来にわたって完全に遮断すること。

七、TPPについて（回答なし）

TPP加入は、国民健康保険を軸とする公的国民皆保険・自主共済・郵貯簡保等を危機にさらすとともに農林水産業に打撃を与えることが想定される。

また、ISDS条項が合意・発動されれば、地域産業育成のための優先発注・環境規制などの国内ルールより外国の投資家の利益を優先することが想定される。これらを考慮し、参加交渉から撤退するよう関連省庁と調整すること。

八、エネルギー政策と原子力発電の見直しについて（回答なし）

(1) 従前のエネルギー政策を抜本的に見直す立場で関連省庁と協議すること。

① エネルギー政策の地方分権を進めること。

全国高齢者集会のありかた見直し、継続検討に

△提案▽

二〇一四年九月一六日に開かれた退職者連合の組織代表者会議で次の提案があった。

全国高齢者集会について、敬老の日にこだわらずにアピール効果のある、国会開会中開催に時期を変更したい。二〇一五年は次により開催する案とし、組織代表者会議で討議に付し、一月幹事会で結論を出す。

日 時…二〇一五年五月二二日（金）一三…〇〇～

場 所…日比谷公会堂

デモ行進…国会請願を実施

この件については退連総会で、「全国高齢者集会は法案審議が行われている時期に国会請願とセットで実施できる日程に変更すべき」との発言があり、これを受けた第一回幹事会でのフリー討議を経て提案されたもの。

△地公退の検討と意見▽

地公退は全国高齢者集会の前段で地公三単産・地公退集会を開催する伝統をもってきた。集会日程が変更されれば地公退としても、構成組織としても今後の運動組み立てに大きな影響が出るため、提案に対して臨時三役会、臨時役員会を開催して検討した。

ここでの主な意見は次の通り。

*集会のありかたの議論は柔軟でよいが、結論は諸要素を検討し、一定の時間的余裕をもって出すべきで、来年からの実施提案は唐突。討議と準備に時間が必要なので来年からではなく、少なくとも再来年以降を念頭に置いて検討すべき。

② 市民とともにエネルギー多消費型社会構造・生活構造を変革し、需要に合わせる供給から供給に合わせる需要に転換すること。

③ 再生可能な自然エネルギーの開発・普及を進め、温室効果ガス削減を図ること。

(2) 地方自治体と協力して原子力発電所の安全性を徹底的に検証・点検して情報公開すること。原子力発電に依存しない社会をめざし、新たな原子力発電所は建設しないこと。休止した炉は原則的に再稼働せず、計画的に廃炉とすること。原発の設置・稼働に関する検討は事故時に影響を受ける可能性のある全ての自治体を当事者とする。

地公退・川端

総務省の所管事項について考え方をうかがった。

そのうちの沖縄県に関する追加費用について再度発言する。沖縄について総務省が、追加費用期間の長短の問題ではなく、取扱いの考え方として整理したことはそのように理解している。そのうえでなお、受給者本人は年金についてこれまで他の地域の地方公務員より大きな利益を得ていないのに、より大きな減額となることはどうしても納得できない、復帰の理念にも反すると考えていることを述べておく。

江崎参議院議員

地公退の主張と総務省の考え方には課題によってはちがいもあるようだが、このような意見交換は有意義だ。

共済年金積立金の社会責任投資については私もかねてから問題意識を持ってきた。着実に前進しているようだが一層の進展を期待する。

今後も諸課題について協議しながらよい制度作り・施策を進めてほしい。

*そもそも九・一五集会は「敬老の日」という社会的に高齢者問題への関心が高まる日に行動することで、内外へのアピールをはかる設定だった。この「趣旨」は活用すべき伝統。地公退は結成した一九七四年に九・一四地公労高齢者大行動を実施して、翌日の都立体育館で九〇〇〇人が参加した九・一五高齢者集会に結集して以来この運動を大切に継続してきた。

(参考・積極的に老人問題に取り組む自治体の働きかけにより、一九六五年に国民の祝日法で「敬老の日」が制定された。その後二〇〇一年同法が改正されいわゆるハッピーマンデー制に変わり、二〇〇三年から九月第三月曜に変更された。しかし、九・一五を尊重せよという声が強く祝日法とは別に老人福祉法で「九・一五を老人の日、同日から一週間を老人週間とする」ことが定められた。)

*検討の発端になった国会開催中の行動の必要性については、法案対策で不可欠な状況があるときは、覚悟して財政を準備してその年の判断として実施する考え方もある。また、通行人が少ない休日の銀座デモの効果への疑問が表明されているが、かつてはデモ実施自体が無かった中から脱皮してきた歴史を積極的に見るべき。*実務的には、九・一五を軸にして各組織が年間日程を組んでいる。仮に上記の趣旨問題を割り切ったとしても、日程調整や予算措置など関係組織討議と合意が不可欠。

*退連集会を国会開催時期の集会に切り替える場合、予算関連法案が焦点の年は三月行動が必要だし、非関連であれば会期後半に行動が必要で開催日が流動的になる。その前日に開催してきた三単産・地公退集会を従来通り連動させることは会場確保を含めて事実上できなくなる。

*仮に退連集会が五月に移行する場合は、それと九月の地公退集会との二単位の大集会を実施する財政力はないので、退連集会参加規模を縮小して地公退集会を実施するか、退連集会に収斂して地公退集会をやめるかにならざるを得ない。

以上から役員会の確認に基づいて一〇月八日に地公退として次の要請書により退職者連合に意見反映した。

二〇一四年一〇月八日

九・一五集会の日程変更提案について

日頃高齢退職者の生活充実と平和な社会のため尽力されておりますことに、心から敬意を表します。

さて、このたび九月一六日の退職者連合組織代表者会議で提案された見出しの件について、地公退は一〇月六日に緊急役員会を開催して、討議の結果下記の意見を取りまとめましたのでご報告します。今後の組織判断の参考としていただきますようよろしく願います。

なお、地公退は退職者連合の直接の構成組織ではありません。しかし、地公退を構成する全国組織へ自治退（都市交退協と統合）・日退連（日退教・退女教）・全水道退協Vはいずれも構成組織であり、地域組織である東京都退職者協議会は構成組織の地域組織によって構成されています。

また従来、地公退は退職者連合の九・一五集会成功のため、その前段行動として現役の地公三単産（自治労・日教組・全水

道）とともに九・一四集会を開催してきた歴史を持っており、これを変更する場合は現役三単産とともにあらためて、協議・合意を積み重ねる必要があります。このことから、異例ではあります地公退として発言をすることについてご理解を得たいと存じます。

記

- 一・敬老の日に触発されて社会的関心が高まる時期である九月に行動する意義を継承すべき。
- 二・国会重要時期に行動の必要があれば、九月行動とは別に力量の範囲内で企画すべき。
- 三・九月集会を五月に変更したいとする組織代表者会議での提案は一旦元に戻して、改めて集会の位置づけを含めて丁寧な討議を行い、関係者の合意を得て結論を出すべき。

へ退職者連合の対処V

退職者連合は、一〇月二一日に開催した常任幹事会で地公退を含む各組織から寄せられた意見を基に協議し、十一月一八日開催予定の幹事会に「来年については前記の提案を一旦撤回して従来通り九月開催とする。一六年以降の開催日程については慎重に検討していく。」旨提案することを確認した。また、各組織は既に来年日程の検討に入っているため、混乱を避けるため幹事会決定前ではあるが提案方向を構成組織に伝えることとした。

全国高齢者集会を、より効果的・有意義なものにするために引き続き討議が深められることを期待する。

九・一四地公三単産・地公退高齢者集会

九月一四日に日本教育会館で開催された「地公三単産・地公退高齢者集会」は七〇〇人の組合員・退職者会員が参加した。主催者として全水道の永井雅師委員長が発言した後、地公退の西澤清会長が「立憲主義を否定する集団的自衛権行使容認の閣議決定を許さないVへ平和の祈りを込めて続けてきた広島・長崎集会、被爆者団体代表に見解の相違と言い放つ安倍を許さないVへ辺野古基地新設強行を許さない、安倍政権の姿勢は琉球処分の延長上にあるVへ我々の文化はやさしさ、屈服しない心で戦争と差別を憎み続けるV。などについて発言した。その後来賓として出席した退職者連合・和田正副会長、民主党・小川敏夫参議院議員、社民党・福島瑞穂副党首から連帯のあいさつを受けた。自治労・田中浩二総合労働局長による基調報告、地公退の川端事務局長報告が確認された後、音楽家・海勢頭豊氏とそのチームによる「沖縄の歴史と文化から平和を考える」を主題とするトークライブ公演を実施した。心の深いところから発する平和への決意を表す歌と話は、チームによる演奏・踊りと相俟って参加者に感銘を与えた。

九・一五全国高齢者集会

九月一五日に日比谷公会堂で開催された「二〇一四全国高齢者集会」は全国から二〇〇〇人の高齢者が参加した。オープニングとして「野の花会」の民謡踊りが披露されて会場を和ませた。主催者代表として阿部保吉会長は「大震災と原発事故からの復興・再生を最優先でVへ平和なくして社会保障なし、平和を脅かす安倍政権許さずVへ雇用改善なくして社会保障なし、雇用を脅かす安倍政権許さずVへ地域包括ケアシステムの構築をめざし、要支援者に対する介護保険給付打ち切りの実態検証Vへ年金・医療の制度要求実現Vへ組織の強化拡大Vなどについて発言した。

連合代表の神津里季生事務局長があいさつしたあと、来賓として参加した民主党海江田万里代表、社民党福島瑞穂副党首から連帯のあいさつを受けた。羽山事務局長の基調報告の後、①東日本大震災被災地から・岩手県退職者連合安藤勝夫会長 ②読み聞かせボランティア・愛媛県高退連萩森和子氏 ③秋吉台の山焼きボランティア・山口県高退連升田正通会長 の地域報告を受けた。

集会を閉じる前に日音協の歌唱指導により全員で合唱したあと、鍛冶橋交差点までのデモ行進を実施した。

カジノ解禁推進法案を許さない

一二年前から自民党内の議員集団が国内でカジノを開設するための立法をしようと画策を始めていた。二〇一〇年には超党派の国会議員七〇人余が「国際観光産業振興議員連盟（会長・細田博之自民党幹事長代行）」なる集団を作り、これがまとめた議員提案の「特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律案（通称・カジノ法）」が提出された。

この法案は、わが国の刑法第一八五条以下で処罰対象とされている賭博に該当するカジノの設置を認めるために必要な措置をとるよう政府に義務付けるもの。二〇一四年通常会では継続審議とされ、その後も引き続き成立促進がはかられている。自民党の安倍総理・麻生財務相（この二人は国会で質問されて最近辞任）、「次世代」の石原慎太郎、「生活」の小沢一郎四氏が議連の最高顧問についており、総理は「経済対策の目玉」と位置付けている。

賭博は、価値あるものを何一つ作り出さない。一獲千金の夢に迷ってギャンブル依存になり市民生活ができなくなる人間が増えるほど儲かるビジネス。身を滅ぼす人が増える、国民が不幸になることが利益になる稼業。

人を不幸にすることで金を稼ぐ方法は、古来、戦争・麻薬・売春そして賭博だった。かつ、戦争以外は例外なく反社会的団体と分かちがたく結びついてきた（最近では戦争も反社会的団体や傭兵が受託する例が生じ始めているといわれる）。いかなる美辞麗句を連ねようと開設されたカジノは、表立つか闇支配かを別にしてその道のプロである暴力団が絡め取って仕切ることになる。政府と政治家がなすべきことは民の安寧を守ることであって、テラ銭稼ぎやそのおこぼれを漁ることで断じてない。賭場がなければ招致できない国際会議や観光などブティックジョークでさえない。麻薬・売春・賭博に依存しない観光産業振興がはかられるべきである。

ギャンブルで生活ができなくなった多くの人とその家族に接してきた日本弁護士連合会は早い時期からこの法案の危険性を指摘して、廃案を目指して活動してきたが、思いを同じくする団体が合流して「全国カジノ賭博設置反対連絡協議会」が結成された。退職者連合は幹事会でこの協議会への参加を決定し、運動を進めている。議連や政府の思惑を阻止しよう。